

令和元年 9 月 3 0 日

○規則

小田原市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則

小田原市証紙条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則等の一部を改正する規則

サンサンヒルズ小田原管理規則の一部を改正する規則

小田原市保育の必要性の認定事由に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育・保育給付の支給認定及び保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第19号

小田原市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第2項に規定する施設等利用給付認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(施設等利用給付認定の申請)

第3条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第28条の3第1項の申請書は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号）（様式第1号）

(2) 法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式第2号）

(施設等利用給付認定の変更認定の申請)

第4条 府令第28条の8第1項の申請書は、子育てのための施設等利用給付認定変更認定申請書（様式第3号）とする。

(施設等利用給付認定等の通知)

第5条 法第30条の5第3項（法第30条の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定・変更認定通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第30条の5第4項（法第30条の8第3項において読み替えて準用する場合を

含む。)の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定・変更認定申請却下通知書(様式第5号)により行うものとする。

3 法第30条の5第5項(法第30条の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定・変更認定延期通知書(様式第6号)により行うものとする。

(職権による施設等利用給付認定の変更認定の通知)

第6条 法第30条の8第5項において読み替えて準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、職権による子育てのための施設等利用給付認定変更認定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(施設等利用給付認定の取消し)

第7条 法第30条の9第2項の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第8条 府令第28条の12第1項の届書は、子育てのための施設等利用給付認定申請事項変更届(様式第9号)とする。

(企業主導型保育事業の利用状況の報告)

第9条 府令第28条の14第1項の書類は、企業主導型保育事業利用報告書(様式第10号)とする。

2 府令第28条の14第2項の書類は、企業主導型保育事業利用終了報告書(様式第11号)とする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号）

年 月 日

小田原市長 様

(申請に当たって同意していただく事項)

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望する（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業は利用しない。）ので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付認定を申請します。

			認定希望日	年 月 日
申請者 (保護者)	フリガナ名 氏 名	④	住 所	
			小田原市に転 入予定の場合 転入後の住所	
	日中の連絡先 (電話番号)		生 年 月 日	年 月 日
			個 人 番 号	
子 ども	フリガナ名 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	保 護 者 と の 続 柄		個 人 番 号	

備考 保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る子どもの居住地を記入してください。

利用する（予定含む。）幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部について記入してください。

フリガナ 施設名		所在地	
		利用開始 (予定)日	年 月 日

様式第2号（第3条関係）

子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）

年 月 日

小田原市長 様

(申請に当たって同意していただく事項)

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校（預かり保育事業も利用する。）、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付認定を申請します。

		認定希望日	年 月 日
申請者 (保護者)	フリガナ名 氏 名	住 所 ④小田原市に転 入予定の場合 転入後の住所	
	日中の連絡先 (電話番号)	生 年 月 日	年 月 日
子ども	フリガナ名 氏 名	生 年 月 日	年 月 日
	保護者と の 続 柄	個 人 番 号	
認定区分	<input type="checkbox"/> 「認定区分」が第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、 <input type="checkbox"/> に レ点を記入してください。 <input type="checkbox"/> 市民税非課税に該当		
保育を必要とする理由			

備考 保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る子どもの居住地を記入してください。

「認定区分」が第3号に該当する場合に記入してください。

年1月1日 現在の住所	(母親)		(父親)	
年1月1日 現在の住所	(母親)		(父親)	

同居者を全員記入してください。個人番号欄は、「認定区分」が第3号に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入してください（生計の中心者の番号に○を付けてください。）。

	子ども との続柄	フリガ ナ 氏 名	生 年 月 日	就 労 先 名 ・ 学 校 名
			個 人 番 号	
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	
6			年 月 日	
7			年 月 日	

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する（予定含む。）場合は記入してください。

フリガナ 施設名		所 在 地	年 月 日
		利 用 開 始 (予 定) 日	

様式第3号（第4条関係）

子育てのための施設等利用給付認定変更認定申請書

年 月 日

小田原市長 様

(申請に当たって同意していただく事項)

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の8第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付認定の変更の認定を申請します。

		変更認定希望日	年 月 日
申請者 (保護者)	フリガナ氏名	④ 住 所	
	日中の連絡先 (電話番号)	生 年 月 日	年 月 日
		個 人 番 号	
子ども	フリガナ氏名	生 年 月 日	年 月 日
	保 護 者 との 続 柄	個 人 番 号	
変更内容		変 更 前	変 更 後
	認 定 区 分	変更後の「認定区分」が第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、□にレ点を記入してください。	
	保 育 を 必 要 と する 事 由		<input type="checkbox"/> 市民税非課税に該当
	有 効 期 間		
変更理由			

備考 保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る子どもの居住地を記入してください。

変更後の「認定区分」が第3号に該当する場合に記入してください。

年1月1日 現在の住所	(母親)		(父親)	
年1月1日 現在の住所	(母親)		(父親)	

同居者を全員記入してください。個人番号欄は、変更後の「認定区分」が第3号に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入してください（生計の中心者の番号に○を付けてください。）。

	子ども との続柄	フリガ ナ 氏名	生 年 月 日	就 労 先 名 ・ 学 校 名
			個 人 番 号	
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	
6			年 月 日	
7			年 月 日	

様式第4号（第5条関係）

子育てのための施設等利用給付認定・変更認定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで（申請・変更認定申請）のありました施設等利用給付認定について、次のとおり（認定・変更認定）したので、子ども・子育て支援法第30条の5第3項の規定により通知します。

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
子 ども	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
認 定 区 分		
保育を必要とする事由		
有 効 期 間		

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第5号（第5条関係）

子育てのための施設等利用給付認定・変更認定申請却下通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで（申請・変更認定申請）のありました施設等利用給付認定について、次の理由により却下したので、子ども・子育て支援法第30条の5第4項の規定により通知します。

保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
子 ども	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
却 下 の 理 由		

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第6号 (第5条関係)

子育てのための施設等利用給付認定・変更認定延期通知書

番 号

年 月 日

様

小田原市長

印

年 月 日付けで（申請・変更認定申請）のありました施設等利用給付認定について、次の理由により審査に時間を要するため、子ども・子育て支援法第30条の5第5項ただし書の規定により通知します。

保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
子 ども	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
延 期 の 理 由		
処 理 見 込 期 間		

様式第7号（第6条関係）

職権による子育てのための施設等利用給付認定変更認定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

子ども・子育て支援法第30条の8第4項の規定により、次のとおり職権により施設等利用給付認定の変更の認定を行いましたので通知します。

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
子 ども	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
認 定 区 分		
保育を必要とする事由		
有 効 期 間		

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第8号（第7条関係）

子育てのための施設等利用給付認定取消通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり施設等利用給付認定を取り消したので通知します。

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
子 ども	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由		
取 消 年 月 日		年 月 日

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第9号（第8条関係）

子育てのための施設等利用給付認定申請事項変更届

年 月 日

小田原市長 様

届出者 住所

(保護者) 氏名

㊤

施設等利用給付認定に係る事項に変更があったので、子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の規定により次のとおり届け出ます。なお、届出事項の確認のため、公簿等を職権にて閲覧等を行うことに同意します。

現 在 の 認 定 状 況	認 定 番 号		
	保 護 者	生 年 月 日	年 月 日
		個 人 番 号	
		日中の連絡先 (電話番号)	
	子 ども	氏 名	
		生 年 月 日	年 月 日
		個 人 番 号	
	保護者との続柄		
	利用施設・事業所名		
	認 定 区 分		
保育を必要とする事由 (有る場合のみ)			
変 更 内 容	保 護 者	氏 名	
		生 年 月 日	年 月 日
		住 所	
		個 人 番 号	
	子 ども	日中の連絡先 (電話番号)	
		氏 名	
		生 年 月 日	年 月 日
		個 人 番 号	
	保護者との続柄		
	保育を必要とする事由 (有る場合のみ)		
変 更 理 由			
変 更 年 月 日		年 月 日	
そ の 他			

備考 保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る子どもの居住地を記入してください。

様式第10号 (第9条関係)

企業主導型保育事業利用報告書

年 月 日

小田原市長 様

子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を開始したので報告します。

報告者 (保護者)	フリガナ氏名	④	住 所	
	日中の連絡先 (電話番号)		生 年 月 日	年 月 日
子ども	フリガナ氏名		生 年 月 日	年 月 日
			保 護 者 と の 続 柄	

利用を開始する企業主導型保育事業

フリガナ 施設名		所 在 地	
		利用開始日	年 月 日

様式第 11号 (第9条関係)

企業主導型保育事業利用終了報告書

年 月 日

小田原市長 様

子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を終了するので報告します。

報告者 (保護者)	フリガナ名 氏	④	住 所	
	日中の連絡先 (電話番号)		生 年 月 日	年 月 日
子ども	フリガナ名 氏		生 年 月 日	年 月 日
			保 護 者 と の 続 柄	

利用を終了する企業主導型保育事業

フリガナ 施設名		所 在 地	
		利用終了日	年 月 日

小田原市証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第20号

小田原市証紙条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市証紙条例施行規則（平成8年小田原市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「100分の8」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率とを合計した率」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第21号

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則（昭和50年小田原市規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第37号中

市町村民税の特定寄附金税額控除額			」を に
市町村民税の特定寄附金税額控除額			
外国関係会社等に係る控除対象所得 税額等相当額又は個別控除対象所得 税額等相当額の控除額			」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市自転車競走実施規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第22号

小田原市自転車競走実施規則等の一部を改正する規則

(小田原市自転車競走実施規則の一部改正)

第1条 小田原市自転車競走実施規則(昭和37年小田原市規則第38号)の一部を次のように改正する。

目次中「第70条・第71条」を「第70条～第71条の2」に改める。

第3条中「小田原競輪場において市が行う」を「市が開催する」に、「何年度第何回小田原市営小田原競輪」を「何年度第何回小田原市営何競輪」に改める。

第31条第1項第1号を次のように改める。

(1) 先頭固定競走(インターナショナル)

第31条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 先頭固定競走(オリジナル)

第7章第2節中第71条の次に次の1条を加える。

(他の競輪場で開催する場合における特例)

第71条の2 条例第3条ただし書が適用される場合における入場料及び入場者並びに競輪場等内の取締り等については、この章の規定にかかわらず、市長が別に定めることができる。

(小田原市自転車競走電話投票実施規則の一部改正)

第2条 小田原市自転車競走電話投票実施規則(昭和63年小田原市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「小田原競輪場で開催される」を「市が開催する」に改める。

(小田原市自転車競走在席投票実施規則の一部改正)

第3条 小田原市自転車競走在席投票実施規則(平成30年小田原市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条中「小田原競輪場で開催される」を「市が開催する」に改める。

(小田原市自転車競走電子決済投票実施規則の一部改正)

第4条 小田原市自転車競走電子決済投票実施規則(平成30年小田原市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第4条中「小田原競輪場で開催される」を「市が開催する」に改める。

(小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部改正)

第5条 小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則（平成30年小田原市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第4条中「小田原競輪場で開催される」を「市が開催する」に改める。

（小田原市自転車競走競技規則の一部改正）

第6条 小田原市自転車競走競技規則（昭和37年小田原市規則第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 先頭固定競走（第53条～第64条）」を

「第4章 先頭固定競走（オリジナル）（第53条～第64条）」

第5章 先頭固定競走（インターナショナル）（第64条の2～第64条の6）」に、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に、「第8章」を「第9章」に改める。

第16条中「先頭走者は、」の次に「競走路が1周500メートル及び400メートルの場合にあっては最終周回の前々回のバック・ストレッチ・ラインから最終周回のバック・ストレッチ・ラインの間において、1周335メートル及び333.3メートルの場合にあっては」を加える。

「第4章 先頭固定競走」を「第4章 先頭固定競走（オリジナル）」に改める。

第53条の見出しを「（先頭固定競走（オリジナル）の定義）」に改め、同条中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）」に、「に競走選手」を「を競走選手」に、「を誘導させる」を「と同時に発走させ、先頭員に競走選手を第55条第1項の標識線まで誘導させる」に改める。

第55条第1項中「先頭員は、」の次に「競走路が1周500メートル及び400メートルの場合にあっては最終周回の標識線まで、1周335メートル及び333.3メートルの場合にあっては」を加え、同条第2項中「標識線は、」の次に「競走路が1周500メートル及び400メートルの場合にあっては第2コーナーからバック・ストレッチ直線部への入口までの間に、1周335メートル及び333.3メートルの場合にあっては」を加える。

第58条中「先頭員が」の次に「、競走路が1周500メートルの場合にあっては最終周回の前回のバック・ストレッチ・ラインに、1周400メートルの場合にあっては最終周回の前回に入るホーム・ストレッチ・ラインに、1周335メートル及び333.3メートルの場合にあっては」を加える。

第8章を第9章とし、第5章から第7章までを1章ずつ繰り下げ、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 先頭固定競走（インターナショナル）

（先頭固定競走（インターナショナル）の定義）

第64条の2 先頭固定競走（インターナショナル）は、先頭員を助走させた後に競走選手を発走させ、先頭員に競走選手を第64条の5に規定する退避区間まで誘導させる競走とする。

（先頭員の助走開始）

第64条の3 先頭員は、発走線から自転車の前輪の前端までの距離が100メートル以上後方の位置（以下「助走開始位置」という。）につき、審判委員の指示に従い、助走を開始しなければならない。

（発走の合図）

第64条の4 審判委員は、発走位置についての選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」を発声し、次いで先頭員が発走線に到達すると同時に号砲により発走の合図をしなければならない。

（誘導の方法）

第64条の5 先頭員は、退避区間（競走路が1周500メートルの場合にあっては最終周回の前回の第4コーナーから最終周回の第1コーナーまでのホーム・ストレッチの間をいい、1周400メートル、335メートル及び333.3メートルの場合にあっては最終周回の前回の第2コーナーから第3コーナーまでのバック・ストレッチの間をいう。）に到達するまで、原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、競走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障その他のやむを得ない理由により誘導することができなくなったときは、誘導を中止しなければならない。

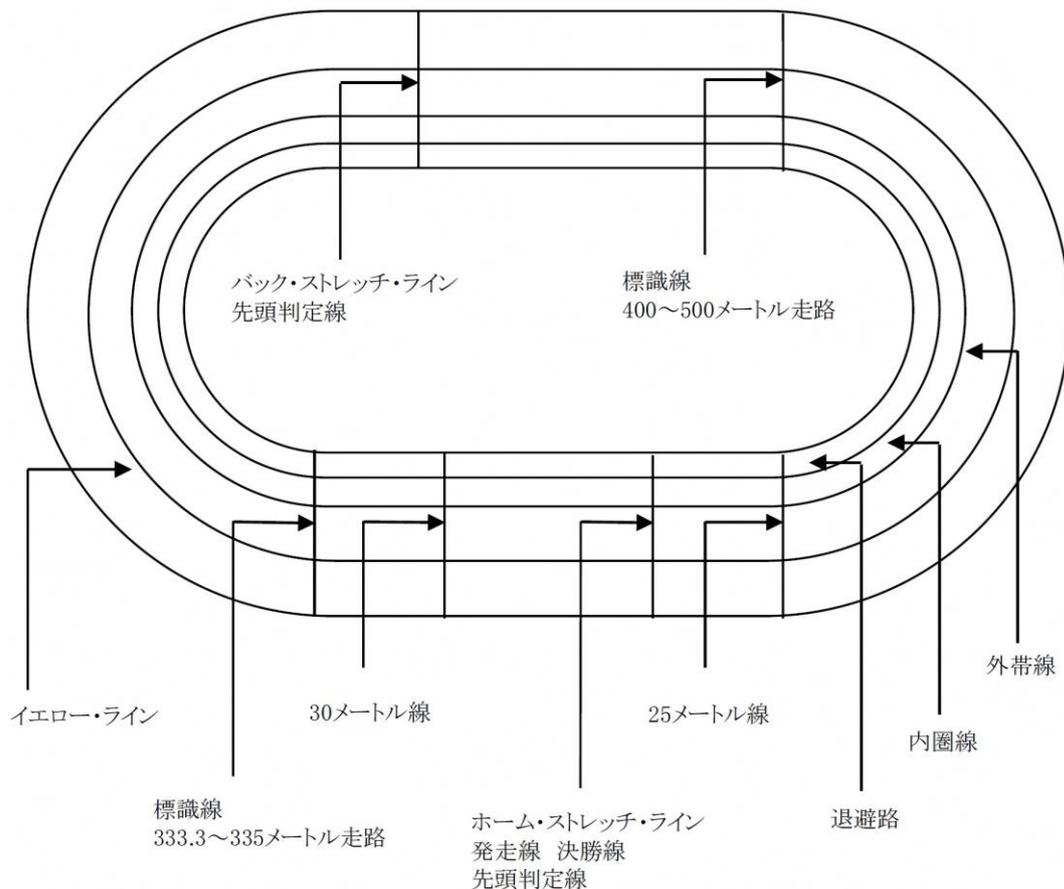
（準用）

第64条の6 第3章の規定（第7条の規定を除く。）、第54条、第55条の2から第57条まで、第59条から第61条まで並びに第64条第2項（第2号に係る部分に限る。）及び第3項の規定並びに第11条から第19条まで及び第59条の規定に係る第70条の規定は、先頭固定競走（インターナショナル）に準用する。

この場合において、第56条第1号中「第55条第1項に規定する標識線」とあるのは「第64条の5に規定する退避区間」と、同条第2号中「第55条第1項ただし書」とあるのは「第64条の5ただし書」と、同条第3号中「前条」とあるのは「第64条の6において準用する第55条の2」と、第60条第1号中「第55条第1項ただし書」とあるのは「第64条の5ただし書」と、同条第2号中「第55条の2」とあるのは「第64条の6において準用する第55条の2」と、第64条第2項中「それぞれの発走位置」とあるのは「発走位置及び助走開始位置」と、「改めて発走させなければ」とあるのは「改めて先頭員を助走させた後に競走選手を発走させなければ」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第64条の6において準用する第64条第2項」と読み替えるものとする。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）



別表備考8中「標識線は、」の次に「競走路が1周400メートルの場合にあっては第2コーナーからバック・ストレッチ直線部への入口までの間に、1周335メー

トル及び333.3メートルの場合にあつては」を加え、「入り口」を「入口」に改め、「直角に」の次に「標示し、1周500メートルの場合にあつては第2コーナーからバック・ストレッチ直線部への入口までの間に」を加える。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

サンサンヒルズ小田原管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第23号

サンサンヒルズ小田原管理規則の一部を改正する規則

サンサンヒルズ小田原管理規則（平成7年小田原市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第15条から第17条までを削り、第14条を第17条とし、第13条を第16条とする。

第12条第3号中「き損する」を「毀損する」に改め、同条を第15条とする。

第11条第2項中「サンサンヒルズ小田原利用変更・取消通知書（様式第3号）」を「サンサンヒルズ小田原利用承認変更・取消通知書（様式第5号）」に改め、同条を第14条とする。

第10条第1項中「前条第1項」を「第9条第1項」に、「様式第1号」を「様式第3号」に、「第17条第2項」を「前条第2項」に改め、同条第2項中「様式第2号」を「様式第4号」に改め、同条を第13条とする。

第9条の次に次の3条を加える。

（利用料）

第10条 サンサンヒルズの利用については、別表第1に定める利用料（以下「利用料」という。）を徴収する。

（利用料の減免）

第11条 市長は、一般供用の場合において、特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により宿泊利用料の減額又は免除の適用を受けることができる場合及びその適用後の宿泊利用料の額は、別表第2のとおりとする。

3 利用料の減額又は免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

（利用承認等）

第12条 第9条第1項の規定による申込み及び前条第3項の規定による申請は、サンサンヒルズ小田原利用申込み・利用料減額（免除）申請書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、第9条第1項の規定による申込み及び前条第3項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申込み及び申請をしたものにサンサンヒルズ小田原利用承認・利用料減額（免除）決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

別表第1中「（第15条関係）」を「（第10条関係）」に改め、同表の1(1)中「中央登録競輪選手制度改善委員会が定める選手宿舍宿泊料金の額による。」を「1人1泊（食事代を含まない。）につき2,492円」に改め、同表の1(2)中「4,320円」を「4,400円」に改め、同表の2(2)の表中

円 1,080	円 1,400	円 1,290	円 2,800	円 3,020	円 4,430
------------	------------	------------	------------	------------	------------

を

1,100円	1,420円	1,310円	2,850円	3,070円	4,510円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。

別表第2中「（第16条関係）」を「（第11条関係）」に、

2,160円
2,880円
3,240円

を

2, 200円
2, 930円
3, 300円

に改める。

様式第4号及び様式第5号を削る。

様式第3号中「(第11条関係)」を「(第14条関係)」に、「第11条第1項」を「第14条第1項」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第2号中「(第10条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第1号中「(第10条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を様式第3号とし、別表第2の次に次の2様式を加える。

様式第1号（第12条関係）

サンサンヒルズ小田原利用申込み・利用料減額（免除）申請書

年 月 日

小田原市長 様

申込者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話

次のとおり申込み・申請をします。

利用目的						
利用責任者	住所			電話	自宅	
	氏名				勤務先	
利用会議室名	利用月日	利用時間		予定人員	利用料	
	月 日	時 分～ 時 分				
	月 日	時 分～ 時 分				
	月 日	時 分～ 時 分				
	月 日	時 分～ 時 分				
	月 日	時 分～ 時 分				
宿 泊	利 用 年 月 日			予定人員	利 用 料	
	年 月 日～ 年 月 日					
利用料の減免	<input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除		利用料合計			
減額・免除 申請の理由						
そ の 他 必 要 事 項						
処 理 欄						

様式第2号（第12条、第13条関係）

サンサンヒルズ小田原利用承認・利用料減額（免除）決定通知書					
様			番 号 年 月 日	印	
小田原市長					
次のとおり承認・通知をします。					
利用目的					
利用責任者	住所		電話	自宅	
	氏名			勤務先	
利用会議室名	利用月日	利用時間	予定人員	利用料	
	月 日	時 分～ 時 分			
	月 日	時 分～ 時 分			
	月 日	時 分～ 時 分			
	月 日	時 分～ 時 分			
	月 日	時 分～ 時 分			
宿 泊	利 用 年 月 日		予定人員	利 用 料	
	年 月 日～ 年 月 日				
利用料の減免	<input type="checkbox"/> 減額します。 <input type="checkbox"/> 免除します。 <input type="checkbox"/> 減免しません。		利用料合計		
減額・免除申請の理由					
その他必要事項					

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

小田原市保育の必要性の認定事由に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第24号

小田原市保育の必要性の認定事由に関する規則の一部を改正する規則

小田原市保育の必要性の認定事由に関する規則（平成26年小田原市規則第50号）の一部を次のように改正する。

本則中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

小田原市教育・保育給付の支給認定及び保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第25号

小田原市教育・保育給付の支給認定及び保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育・保育給付の支給認定及び保育の実施に関する規則（平成27年小田原市規則第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市子どものための教育・保育給付認定及び保育の実施に関する規則

第1条中「第20条から第24条まで」を「第20条第4項」に、「子どものための教育・保育給付の支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第3条の見出しを「（教育・保育給付認定の申請）」に改め、同条第1号中「施設型給付費支給認定申請書」を「子どものための教育・保育給付認定申請書（1号）」に改め、同条第2号中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を「子どものための教育・保育給付認定申請書（2・3号）兼保育所等利用申込書」に改める。

第4条の見出しを「（教育・保育給付認定の方法）」に改め、同条中「第1条」を「第1条の5」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第5条の見出しを「（教育・保育給付認定の通知等）」に改め、同条第1項中「適用する」を「準用する」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定・変更認定通知書兼支給認定証」を「子どものための教育・保育給付認定・変更認定通知書兼支給認定証」に改め、同条第2項中「適用する」を「準用する」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請却下通知書」を「子どものための教育・保育給付認定申請却下通知書」に改め、同条第3項中「第20条第6項ただし書き」を「第20条第6項ただし書」に、「適用する」を「準用する」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定延期通知書」を「子どものための教育・保育給付認定延期通知書」に改める。

第6条の見出しを「（教育・保育給付認定の変更の申請）」に改め、同条第1項中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更認定申請書」を「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書」に改め、同条第2項中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定・変更認定通知書」を「子どものための教育・保育給付認定・変更認定通知書兼支給認定証」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第7条の見出しを「（職権による教育・保育給付認定の変更）」に改め、同条中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「職権による支給認定変更通知書兼支給認定証」を「職権による子どものための教育・保育給付認定変更認定通知書兼支給認定証」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第8条の見出しを「（教育・保育給付認定の取消し）」に改め、同条中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定取消通知書」を「子どものための教育・保育給付認定取消通知書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証再交付申請書」を「子どものための教育・保育給付認定支給認定証再交付申請書」に改める。

第11条中「保育所等利用申込書（様式第2号）」を「子どものための教育・保育給付認定申請書（2・3号）兼保育所等利用申込書」に改める。

第13条中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第14条及び第15条中「保育所等利用申込書」を「子どものための教育・保育給付認定申請書（2・3号）兼保育所等利用申込書」に改める。

第19条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

様式第1号中「施設型給付費支給認定申請書」を「子どものための教育・保育給付認定申請書（1号）」に、「施設型給付費（1号）の支給認定」を「教育・保育給付認定（1号）」に、「保育料の算定や資格調査等」を「資格調査、副食費徴収対象の判定等」に改める。

様式第2号中「第11条」の次に「、第14条、第15条」を加え、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書」を「子どものための教育・保育給付認定申請書（2・3号）兼保育所等利用申込書」に、「施設型給付費（2号）・地域型保育給付費等の支給認定」を「教育・保育給付認定（2・3号）」に、

「算定や」を「算定、副食費徴収対象の判定、」に改める。

様式第3号中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定・変更認定通知書兼支給認定証」を「子どものための教育・保育給付認定・変更認定通知書兼支給認定証」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等の支給」を「教育・保育給付認定」に、

「支給認定証番号」を「認定番号」に、

「支給認定区分」を「認定区分」に、

「支給認定の有効期間」を「認定の有効期間」に改める。

様式第4号中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請却下通知書」を「子どものための教育・保育給付認定申請却下通知書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

様式第5号中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定延期通知書」を「子どものための教育・保育給付認定延期通知書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

様式第6号中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更認定申請書」を「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「保育料や」を「保育料の算定、副食費徴収対象の判定、」に、

「1 支給認定区分」を「1 認定区分」に、

「3 支給認定の有効期間」を「3 認定の有効期間」に改め、同様

式備考2中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」を「子どものための教育・保育給付認定支給認定証」に改める。

様式第7号中「職権による支給認定変更通知書兼支給認定証」を「職権による子どものための教育・給付認定変更認定通知書兼支給認定証」に、「支給認定の」を「教育・

給付認定の」に、「支給認定証番号」を「認定番号」に、

「支給認定区分」を「認定区分」に、

「支給認定の有効期間」を「認定の有効期間」に、「施設型給付費・地域

型保育給付費等支給認定証」を「子どものための教育・保育給付認定支給認定証」に改める。

様式第8号中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定取消通知書」を「子どものための教育・保育給付認定取消通知書」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定証番号」を「認定番号」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」を「子どものための教育・保育給付認定支給認定証」に改める。

様式第9号中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定」を「子どものための教育・保育給付認定」に改め、同様式備考2中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」を「子どものための教育・保育給付認定支給認定証」に改める。

様式第10号中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証再交付申請書」を「子どものための教育・保育給付認定支給認定証再交付申請書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証の」を「子どものための教育・保育給付認定支給認定証の」に改め、同様式備考2中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証を」を「子どものための教育・保育給付認定支給認定証を」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第26号

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年小田原市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第3条の見出しを削る。

第4条第1項中「利用者負担」を「第12条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第6条第1項中「市町村」を「市」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 8 条の見出し及び同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 9 条及び第 10 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 12 条第 1 項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改め、「利用者負担額（」の次に「満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての」を加え、「（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7 万 7, 101 円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

エ 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第8号イ又はロに掲げる教育・保育給付認定保護者に該当するものに対する副食の提供

第12条第4項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第13条第1項中「第28条第1項」を「第27条第1項」に、「特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定

子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「の各号」を削り、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第12条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第20条第1項及び第2項ただし書並びに第23条から第25条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第26条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第27条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第29条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第31条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第33条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第34条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付

費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号」に、「支給認定子ども」とする」を「教育・保育給付認定子ども」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第35条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「」と、第12条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「」を「又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を）」に改める。

第36条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第41条第3項第1号において同じ」を、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。同号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削り、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第37条第1項中「利用者負担」を「第42条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第38条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同

じ。)」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第39条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども（）」を「満3歳未満保育認定子ども（）」に、「支給認定子どもに」を「満3歳未満保育認定子どもに」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第36条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第36条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第41条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応

じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものであって、入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

第42条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第49条において準用する第13条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保

育に要した費用の額) 」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第45条第5号を次のように改める。

(5) 第42条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

第46条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第48条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第49条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第13条第1項」を「第10条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第11条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第13条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第18条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第18条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第50条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第39条第2項を除き、前条において準用する第7条から第13条まで（第9条及び第12条を除く。）、第16条から第18条まで及び第22条から第32条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる方法で」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第3項中「には特定利用地域型保育を」の次に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ」を加え、「本章」を「この章」に改め、

同項に後段として次のように加える。

この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第18条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第27号

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年小田原市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「という。）」の次に「、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）」を加える。

第3条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 0円
- (2) 満3歳未満保育認定子ども（政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。） 別表に定める額

第3条第2項中「（第2号及び第3号に限る。）」及び後段を削り、同条第3項を削る。

第4条の見出しを「（複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）」に改め、同条各号列記以外の部分中「（政令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども
当該満3歳未満保育認定子どもに関して前条第1項第2号の規定により算定される額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども 0円

第5条及び第6条を次のように改める。

（複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）

第5条 特定被監護者等が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する条例第3条第1号及び第2号の規則で定める額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円未満）であるときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに関して第3条第1項第2号の規定により算定される額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもにあつては、0円）

ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども

イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる満3歳未満保育認定子ども 0円

ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども

イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども

2 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第323条に規定する市町村民税の減額があつたときは、その額を控除して得た額（当該額が0円を下回る場合には、0円）とする。

（利用者負担額の決定通知）

第6条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第1項

第1号に掲げる事項の利用者に対する通知は、利用者負担額決定通知書（様式第1号）により行うものとする。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3備考以外の部分中「特定満3歳以上保育認定子ども及び」を削り、「第6条の4第1項」を「第6条の4」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、

「

3,000	2,900
-------	-------

」を「

0	0
---	---

」

に、「の額の区分」を「の区分」に、「の額のみ」を「のみ課税」に改め、同表備考1を次のように改める。

- この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定をいい、「保育短時間認定」とは、同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定をいう。

別表第3備考2中「支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合（」を削り、「の世帯に該当する場合に限る。）における」を「である場合における特定教育・保育給付認定保護者に係る」に、

「

3,000	2,900
9,300	9,100

」を

「

9,300	9,100
-------	-------

」に、

「

0	0
4,600	4,500

」を

「

4,600	4,500
-------	-------

」に改め、同表備考2を同表備考3とし、同表

備考1の次に次のように加える。

- この表において均等割の額を算定する場合には、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があり、かつ、当該減免の額が所得割の額より大きいときは、

所得割の額及び均等割の額の合計額から当該減免の額を控除して得た額（当該額が0円を下回る場合には、0円）を均等割の額とする。

別表第3を別表とする。

様式第1号中「支給認定証番号」を「認定番号」に、
「支給認定区分」を「認定区分」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、令和元年10月分以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月分以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第28号

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市営住宅条例施行規則（平成9年小田原市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第35条第1号中「第162条」を「第177条の17」に改め、「より自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第454条」を「第463条の23」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。